

立地適正化計画は、都市機能と居住の誘導に向けた取組みを推進するため、市町村が都市機能や居住を誘導すべき区域を設定し、区域内への誘導施策等を定めるものです。

その他、基本的な方針、定量的な目標値と評価方法を記載することが定められています（都市再生特別措置法第81条）。

(1) 計画の前提

■ 目標年次：平成 47 年（2035 年）

■ 人 口：国勢調査実績値（平成 27 年（2015 年））及び国立社会保障・人口問題研究所推計値（平成 30 年 3 月推計）

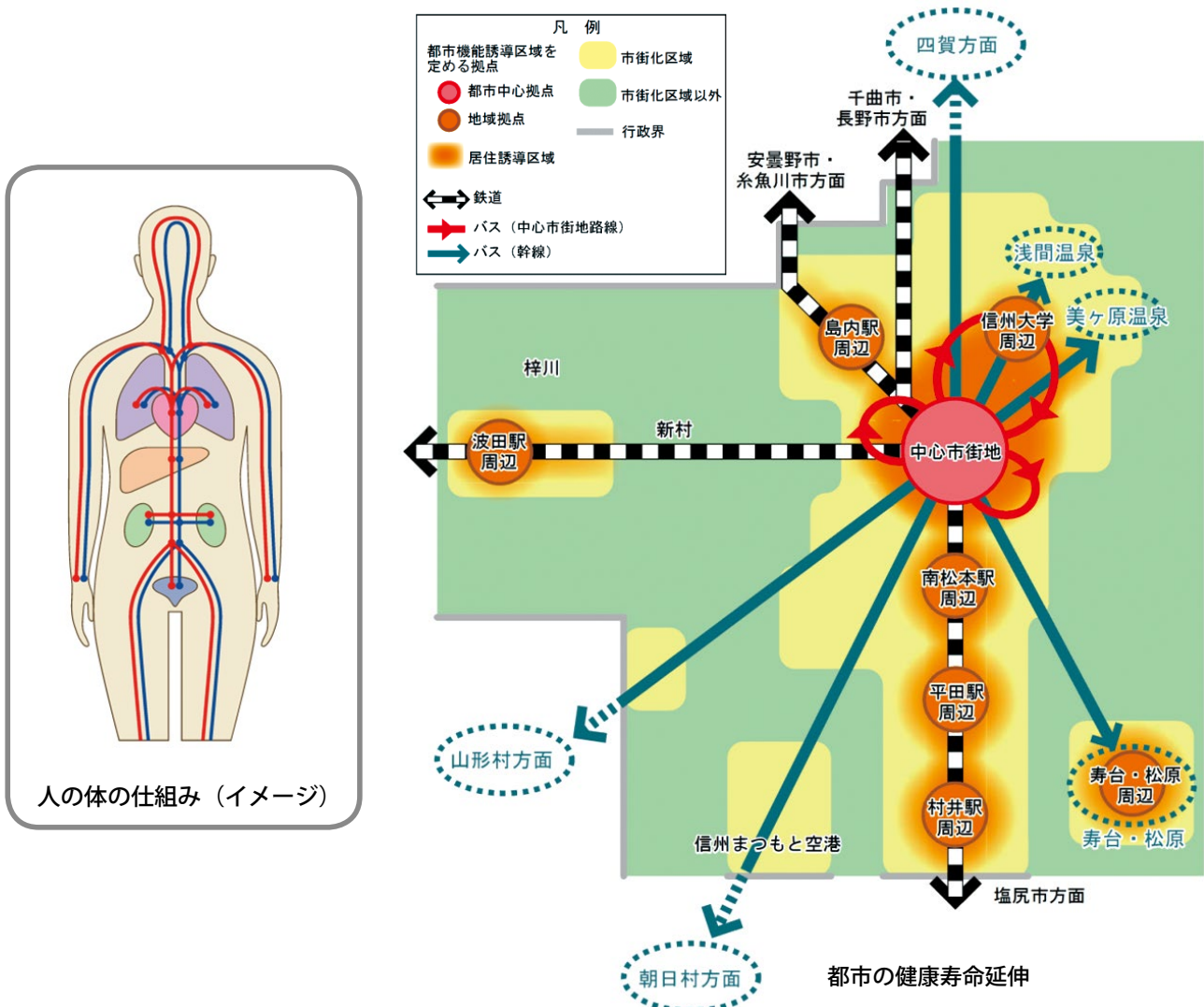
■ 対象区域：松本都市計画区域

ただし、都市全体を支える都市構造とするため、対象区域外の暮らしも視野に入れて、区域外についても一部の分析等を実施

(2) 都市の健康寿命延伸(集約型都市構造の実現のイメージ)

私たちの健康な体は、様々な臓器や丈夫な骨格に支えられています。

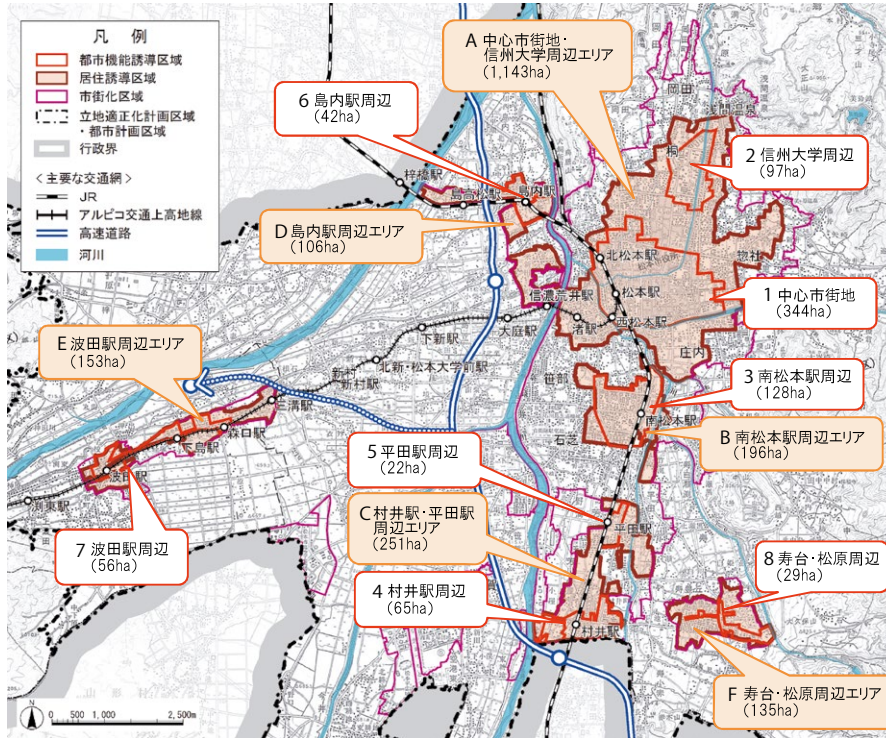
私たちが暮らす都市も様々な機能をバランスよく集約し、公共交通のネットワークが人々の交流や活動を循環することで「都市の健康寿命延伸」につなげます。



5. 立地適正化計画

(3) 都市機能誘導区域及び居住誘導区域

広範囲から利用者が集まる医療・福祉・商業等の都市機能を維持・充実する都市機能誘導区域と、都市機能や公共交通等の持続可能性を高めるため一定の人口密度を維持する居住誘導区域を設定しました。



		都市機能誘導区域		居住誘導区域	
拠点		範囲		エリア	範囲
都市 中心 拠点	1 中心市街地	松本城～あがたの森～松本駅を中心とする 344ha		A 中心市街地・信州大学周辺エリア	中心市街地、信州大学、長野県松本合同庁舎を含む 1,143ha
	2 信州大学周辺	信州大学を中心とする 97ha			
地域 拠点	3 南松本駅周辺	南松本駅を中心とし、国道 19 号と県道平田新橋線に挟まれる 128ha		B 南松本駅周辺エリア	南松本駅周辺及び国道 19 号沿線の 196ha
	4 村井駅周辺	村井駅を中心とし、奈良井川と田川に挟まれる 65ha		C 村井駅・平田駅周辺エリア	村井駅～平田駅周辺及び国道 19 号沿線の 251ha
	5 平田駅周辺	平田駅 (JR 篠ノ井線) 東側、国道 19 号沿いの 22ha			
	6 島内駅周辺	島内駅を中心とし、長野自動車道と奈良井川に挟まれる 42ha		D 島内駅周辺エリア	島内駅～島高松駅周辺及び旧国道 147 号沿線の 106ha
	7 波田駅周辺	波田駅を中心とし、上高地線沿いの 56ha		E 波田駅周辺エリア	波田地域の市街化区域内の 153ha
	8 寿台・松原周辺	寿台東口バス停を中心とし、公共施設がまとまって立地する 29ha		F 寿台・松原周辺エリア	寿台・松原の市街化区域内の 135ha
都市機能誘導区域面積合計 783ha は、市街化区域面積 4,008ha の 19.5% 居住誘導区域面積合計 1,984ha は、市街化区域面積 4,008ha の 49.5%					

(4) 届出制度

対象となる行為を行う場合は、開発許可申請や建築確認申請のほかに都市再生特別措置法に基づく届出が必要となります。(松本市立地適正化計画 届出の手引きを参照)

■ 都市機能誘導区域

区域外で誘導施設を有する建築物の建築等を行う場合や、区域内で誘導施設を休止又は廃止する場合

■ 居住誘導区域

区域外で一定規模以上の建築等を行う場合 (1,000m² 以上の開発行為や3戸以上の新築など)